

説明会あれこれ

ごみに対する関心は高く、2月初めから開催した説明会には、約5,500人の方の参加があり、たくさんのご意見、ご質問をいただきました。その主なものを紹介します。

Q 可燃ごみはごみ処理券(シール)をはって出すが、その他のごみは？

A 缶・金属類、不燃ごみ等は今までどおり変わりません(シールをはる必要はありません)。事故防止のため、できるだけ透明・半透明の袋を使ってください。

Q 無料分も袋にしてほしい。

A シール方式だと、買い物袋が利用できます。また、シールと袋に分けることで、ごみの量の把握が容易であるという利点があります。

Q マナーを守らず、ごみを出す人がいます。名前を書いて出した方が、徹底するのでは？

A プライバシーの問題もありますので、記名することは難しいようです。これからも、マナーの徹底を呼び掛けていく必要があります。

Q 市外の方が、通りすがりにごみを捨てていきますが…

A 悪質なものは中身を調べ、捨て主を特定する必要があります。また、そのようなことが頻繁にある場合は、ごみステーションの位置を検討する必要があります。

Q ごみを家庭で焼却する場合は？

A ご近所の迷惑にならないようお願いします。また、プラスチック、ビニール類を燃やすと、有害な煙が出ることがありますので、家庭で焼却せず可燃ごみとして出してください。

Q ごみを減量した自治会に対して、報奨金を出したら効果があるのでは？

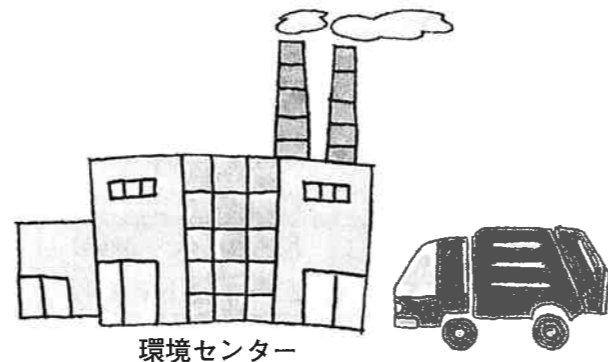
A ごみの減量化・資源化団体で、余ったシールをまとめていただくと、1枚につき10円の報奨金を交付します。

Q この決められたシールの枚数では、足りないのですが？

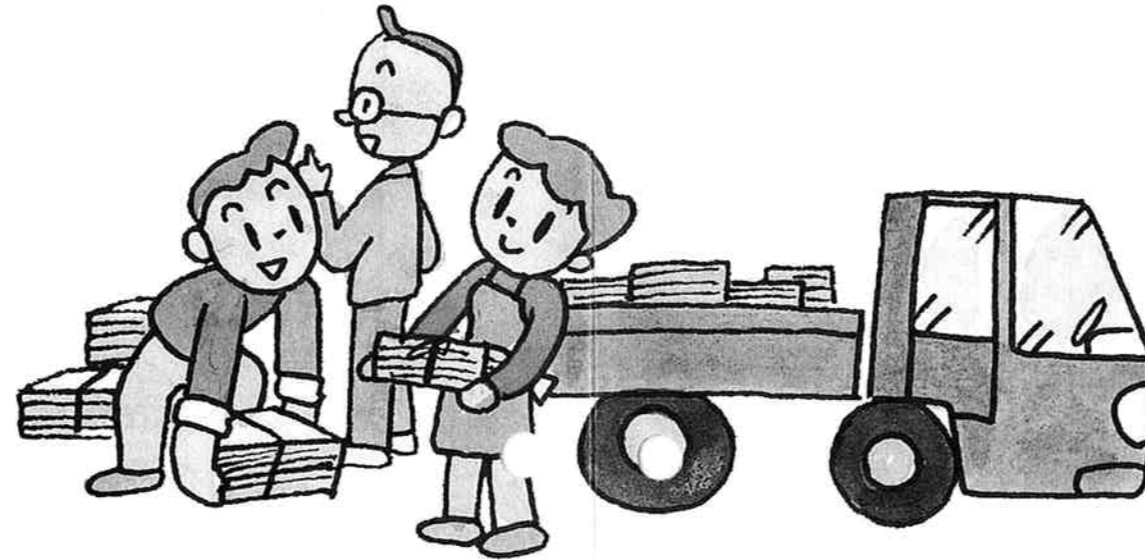
A 可燃ごみの中で紙類の占める割合が、約40%あります。これを古紙等の集団回収に回していただければ、配布されたごみ処理券の範囲内で処理できると思います。

ごみに関するお問い合わせは

市民課環境保全係 ☎387-3401 (内線109,110)



資源を有効利用して、ごみの減量化を!



“ストップザ・ごみ”をスローガンに4月から、家庭の可燃ごみは透明・半透明の袋に入れ、ごみ処理券をはっていただき、ごみ処理券を使い切ったときは、市が作製したごみ指定袋を購入していただくことになりました。一人ひとりがルールを守り、ごみステーションを管理している人たちなどに迷惑をかけるないようにしましょう。

現在、ごみ処理には、莫大なお金がかかっています。しかし、ごみの分別を徹底し、リサイクルを進めていけば、ごみの量、ごみ処理にかかる経費を減らすことができます。

市民、事業所、市が一体となって、「ごみになるものは買わない」、「ごみを資源としてとらえる」を合い言葉に、ごみ問題に取り組んでいかなければなりません。

ごみ排出指定事業スタートしました

ごみステーション

ごみステーションは、自治会で管理していただくものです。ごみステーションを、衛生的に使うためにも、ごみは決められた方法で出してください。すでに清掃当番等を設けて、ごみステーションの管理をしている自治会もあります。

ごみは、すべて作業員の手作業で収集されます。事故防止のためにも、マナーの徹底をお願いします。

